

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

担い手確保

待遇改善

- 議員立法
公共工事品質確保法等の改正
- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
 - 能力に応じた待遇
 - 多様な人材の雇用管理の改善

価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用 (変更契約)

働き方改革 ・環境整備

- 休日確保の促進
- 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

生産性 向上

- ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

対応力強化 における

地域 建設業等 の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)

公共発注 体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による待遇確保
- 資材高騰分等の転嫁円滑化
 - 契約書記載事項
 - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

(参考)

◇公共工事品質確保法等の改正

- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)
- ・誘導的手法 (理念、責務規定)

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)
- ・規制的手法など